

## 単品スライド条項の運用の拡充について

工事請負契約約款第 26 条第 5 項及び製造請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)に規定する主要な工事材料は、鋼材類及び燃料油としていますが、原材料費の高騰等により鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料についても価格に著しい変動が生じ請負代金額が不相当となるおそれがあることから、単品スライド条項の適用対象にできることとしましたので、お知らせします。

### 1 拡充内容

鋼材類及び燃料油以外の工事材料であっても、当該工事材料の著しい価格変動に伴い、当該工事材料ごとの合計額が請負代金額の 1%以上になる場合は、単品スライド条項の適用対象とすることができます。なお、その場合の取扱いは、鋼材類の取扱いに準じます。

### 2 適用基準日

平成 20 年 10 月 10 日

### 3 留意事項

単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求は、残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合に限り行えます。

ただし、今回の運用の拡充に伴い、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料を対象として変更請求する場合は、経過措置として、履行期限が平成 21 年 1 月 31 日以前である工事については、工期満了前であれば、平成 20 年 12 月 1 日まで請求できます。

### 4 要綱

単品スライド条項取扱要綱

URL:

[http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/tannpinnsuraido\\_youkou.pdf](http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/tannpinnsuraido_youkou.pdf)

(問合せ先)

行政運営調整局契約第一課

電話：6 7 1 - 2 2 4 6